

事業年度に係る業務実績評価（年度評価）の概要

1 趣 旨

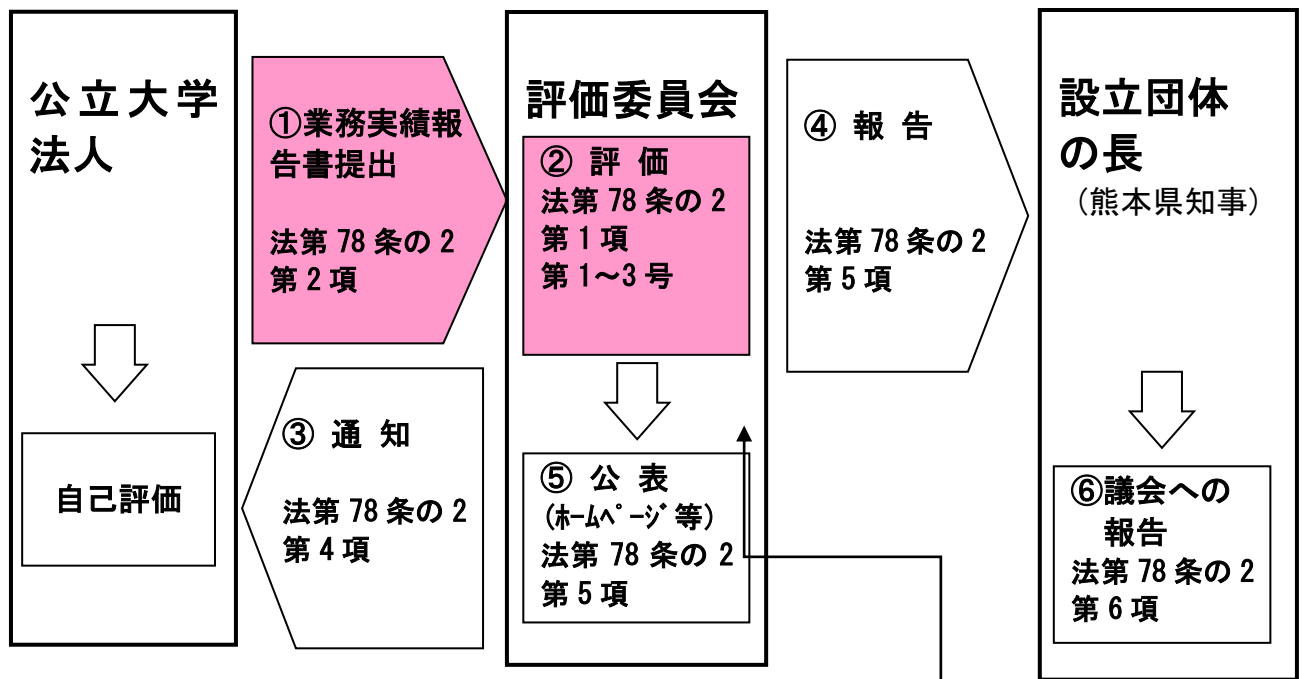
公立大学法人熊本県立大学は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）の規定により、毎事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受ける必要があります。（法第 78 条の 2）

今回、当評価委員会に令和 5 年度（2023 年度）の業務実績報告書（自己評価報告書）が提出されました。

評価委員会は、提出があった業務実績報告書を基に業務の実績について評価を行い、その結果を大学に通知し、知事に報告して、公表することとされています。

なお、知事は、当該報告を受けて、議会に報告することとされています。

2 手続に係るイメージ図



<評価の方法>

- ・ 法人が提出する業務実績報告書（自己評価報告書）を基に「項目別評価」と「全体評価」により評価

【項目別評価】

- ・ 年度計画の最小項目（50 項目）ごとの実施状況について、6つの視点（顕著、独自、新規、着実、注目、課題）に該当する取組か否かを審査することにより評価
- ・ 「大学の教育研究等の質の向上」については、その特性に配慮し、事業の外形的、客観的な進捗状況等の確認により評価

【全体評価】

- ・ 項目別評価を踏まえ、当該事業年度における中期計画の進捗状況について総合的に評価

※なお、年度評価については、法の改正により、今年度で最後の実施となります。